

第5章 計画の推進にあたって

1 行動計画の進捗管理

(1) 進捗状況の公表

「次世代育成支援対策推進法」では、地方公共団体が策定した行動計画に基づく実施状況を、毎年一回以上公表することとなっています。

大淀町においては、この計画の策定にあたりご協力いただいた「大淀町次世代育成支援行動計画策定委員会」に報告を行うとともに、大淀町のホームページに掲載するなど、より多くの住民の方々に周知できるように努めます。

(2) 庁内推進体制の整備

大淀町においては、子育て支援を中心とした集中的・重点的な行動計画の推進を全庁的に推進します。

(3) 後期行動計画の策定

この計画の期間は、平成17年4月から平成22年3月の5年間としていることから、平成21年度中には社会状況の変化を踏まえて見直しを行い、平成22年4月から5年間の後期行動計画を策定します。

後期行動計画の策定にあたっては、「大淀町次世代育成支援行動計画策定委員会」に進捗状況の報告を行った際にいただく意見や、取り組んでいる事業から新たな住民ニーズの把握、パブリック・コメント⁸を実施するなど、住民の皆さんの意見を反映した行動計画の策定を予定しています。

2 社会・経済情勢の変化等への対応

本計画の基本目標の実現に向けた各種事業の実施にあたっては、経済・財政に関する国の基本方針に示されているとおり、今後とも歳出抑制を進める必要がありますが、施策の選択と集中、受益と負担のバランスをとりつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向に的確かつ柔軟に対応しながら、着実に推進するよう努めます。

⁸ パブリック・コメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際、その案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

